

# 守秘義務規程

制定 2018年10月1日

横浜サステナビリティ研究センター有限責任事業組合

## 第1条（目的）

当センターが実施する業務に関する守秘義務について必要な事項を定めることにより、センターの信頼性を高めることを目的とする。

## 第2条（不正収集の禁止）

収集する情報は、業務の実施に必要な最小限の情報とし、不正な方法による収集をしてはならない。

## 第3条（目的外使用および不正使用の禁止）

収集した情報は、業務以外の目的には使用しない。また、顧客および当センターの法益の侵害を伴うような不正な目的で利用をしてはならない。

## 第4条（漏洩の禁止）

業務を実施するうえで知り得た事業体の内部機密情報を、第三者に漏洩しない。この義務は契約終了後も同様とする。

## 第5条（無断開示の禁止）

業務上知りえた情報を、情報が帰属する事業体または当センターの承諾なしに第三者に開示してはならない。

## 第6条（事業体に関する情報等）

監査やコンサルティングなどにおいて、事業体が業務上作成している内部資料等を取り扱う場合、それらの資料等に関しては、原則として事業体への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業体の外に持ち出さないこととする。ただし、事業体の同意がある場合はこの限りでない。その場合、事業体から提供された資料等は、厳重に管理し、かつ、目的業務以外には使用しないものとする。

## 第7条（事業体への報告）

事業体の利害関係者への聞き取り調査の結果など、業務遂行の中で選ばれた情報であって、利害関係者の個人名や組織名が特定される可能性がある情報については、利害関係者が特定されないよう加工したうえで、事業体に報告するものとする。

## 第8条（研究情報の取扱）

当センターの研究・調査業務において収集した情報を、研究論文や学会報告など、研究上の目的で使用する場合は、研究情報の取扱いに関する一般的ルールに従うものとする。

#### 第9条（情報の提供）

前条の規程にかかわらず、明らかな法令違反や事業体の利害関係者に甚大な被害を及ぼす事故など、緊急を要する事項があった場合には、監督行政機関等に、事業体に関する情報を提供できるものとする。

#### 第10条（適用範囲）

本守秘義務規程は、当センターの組合員や従業員に加え、当センターの指示に従って業務を遂行すべき業務提携先およびその従業員に適用される。

### 附 則

第1条 本規程は、2018年10月1日から施行する。

以 上